

朝霞市民体育賞表彰要綱

令和元年5月28日要綱第36号

朝霞市民体育賞表彰規程（昭和59年4月1日その他）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、朝霞市における市民体育の振興発展に功績のあった個人又は団体を表彰することを目的とする。

（体育賞の種類）

第2条 朝霞市民体育賞（以下「体育賞」という。）の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 体育功労賞
- （2） 優秀選手賞
- （3） 地区功労賞
- （4） 特別賞

（表彰基準）

第3条 体育賞の表彰基準は、次の各号に掲げる賞の種類に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- （1） 体育功労賞 朝霞市の体育振興について特に功績が顕著であり、朝霞市スポーツ協会及びその加盟団体において、10年以上体育の普及奨励のために率先して企画又は指導に精進した者であること。ただし、過去に体育功労賞を受賞した者は除く。
- （2） 優秀選手賞 各種大会において優秀な成績を収めた団体又は個人で、次に掲げる基準のいずれかに該当するものであること。
 - ア 都道府県大会優勝
 - イ 関東大会、東日本大会その他地方大会第3位以上
 - ウ 全国大会第6位以上
 - エ 国際大会入賞者
 - オ オリンピック競技大会出場者
- （3） 地区功労賞 次に掲げる基準のいずれかに該当する者であること。
 - ア 各地区の市民スポーツの振興発展について功績が顕著である者で、各地区の世話役として5年以上市民スポーツの振興発展のために率先して企画又は指導に精進したものであること。ただし、過去にこの基準に該当するとして地区功労賞を受賞した者は除く。
 - イ 各地区の市民スポーツの振興発展について功績が顕著である者で、各地区の世話役として10年以上市民スポーツの振興発展のために率先して企画又は指導に精進したものであること。ただし、過去にこの基準に該

当するとして地区功労賞を受賞した者は除く。

ウ 各地区の市民スポーツの振興発展について功績が顕著である者で、各地区の世話役として20年以上市民スポーツの振興発展のために率先して企画又は指導に精進したものであること。ただし、過去にこの基準に該当するとして地区功労賞を受賞した者は除く。

(4) 特別賞 特に表彰に値すると認められる者で、次に掲げる基準のいずれかに該当するものであること。

ア 体育功労賞を受賞したことがある者で、引き続き朝霞市スポーツ協会又はその加盟団体において多年に渡り本市のスポーツ振興に貢献する等、特に功績が顕著なもの。ただし、過去にこの基準に該当するとして特別賞を受賞した者は除く。

イ オリンピック競技大会にて第3位以上の優秀な成績を収めた者

ウ その他朝霞市民体育賞選考委員会（以下「委員会」という。）が認めた者

2 前項第1号及び第3号に規定する年数の基準日は、10月1日とする。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、賞状を授与して行う。ただし、必要に応じて記念品を授与することができる。

2 表彰は、毎年市民体育祭において行う。ただし、特別の事情があるときは、その期日を変更することができる。

（候補者の推薦）

第5条 体育賞候補者の推薦は、次の各号に掲げる賞の区分に応じ、当該各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 体育功労賞 候補者が所属する団体の長が記入した朝霞市民体育賞体育功労賞候補者推薦書（様式第1号）による。

(2) 優秀選手賞

ア 個人競技 候補者が所属する団体の長が記入した朝霞市民体育賞優秀選手賞（個人競技）候補者推薦書（様式第2号）による。ただし、団体に所属していない者を推薦する場合は、賞状の写しその他第3条第1項第2号に掲げる基準を満たしていることが確認できる書類を提出することによる。

イ 団体競技 候補者が所属する団体の長が記入した朝霞市民体育賞優秀選手賞（団体競技）候補者推薦書（様式第3号）による。

(3) 地区功労賞 候補者が所属する団体の長が記入した朝霞市民体育賞地区功労賞候補者推薦書（様式第4号）による。

(4) 特別賞 朝霞市スポーツ協会の会長が記入した朝霞市民体育賞特別賞候補者推薦書(様式第5号)による。

(表彰選考)

第6条 受賞者の選考は、委員会が行う。

(委員会)

第7条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員長は、朝霞市長をもって充てる。

3 副委員長は、朝霞市教育委員会教育長をもって充てる。

4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、朝霞市教育委員会生涯学習・スポーツ課において行う。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱第54号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年4月1日要綱第75号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	委員
行政機関	朝霞市長
	朝霞市教育委員会教育長
体育関係	朝霞市スポーツ協会代表者
	朝霞市スポーツ推進審議会代表者
	朝霞市スポーツ推進委員連絡協議会代表者
自治会関係	朝霞市自治会連合会代表者
学校関係	朝霞市中学校体育連盟代表者
	朝霞市内県立高等学校長代表者